

各市町村子ども・子育て支援制度担当課長 様

新潟県福祉保健部こども家庭課長

処遇改善等加算（区分3）に係る研修修了要件の取扱いについて（通知）

このことについて、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算（区分3）に係る研修修了要件について」（令和7年9月16日付けこ成基202、7初幼教第4号）（以下、「国通知」という。）により定められた研修修了要件について、新潟県（以下、「県」という。）における取扱いを下記のとおり定めたので、通知します。

ついては、内容について十分に御了知の上、管内特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所あてに周知をお願いします。

なお、指定都市及び特定市町村※に所在する施設・事業者については、当該各市町村において加算の認定が行われるため、別途通知する内容を除き、本取扱いからは除外します。

※ 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和7年4月11日付けこ成保296ほか通知）（以下、「処遇改善等加算通知」という。）」第3の1（1）に定める県知事の協議により処遇改善等加算通知に基づく事務を行うこととする市町村をいう。

記

1 保育所及び地域型保育事業所における取扱い

- ・別紙1 「新潟県における処遇改善等加算（区分3）に係る研修取扱要領（保育所及び地域型保育事業所）」
- ・別紙1別添1 「保育所等における園内研修について」

2 幼稚園及び認定こども園（全類型）における取扱い

- ・別紙2 「新潟県における処遇改善等加算（区分3）に係る研修取扱要領（幼稚園及び認定こども園（全類型））」
- ・別紙2別添1 「幼稚園等における園内研修について」

【担 当】

（幼稚園、幼稚園型認定こども園に関すること）
総務部大学・私学振興課
私学班 雲谷（TEL:025-280-5020）

（上記以外に関すること）
福祉保健部こども家庭課
保育支援係 櫻井（TEL:025-280-5215）